契約等の手続きにおける押印等の省略について

この度、契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

- 1 押印を省略できる書類
 - (1) 請書
 - (2) 見積書
 - (3) 請求書
- 2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・『書類の発行権者』の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

- ※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合 がございます。
- 3 本件取扱開始日

本取扱いは、令和3年1月5日以降の調達案件について運用開始とします。 その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

兵庫県警察本部総務部会計課 用度係

電話:078-341-7441 内線2256